

第20回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年2月21日（月）【午前10時03分開会】

1. 開催日時 令和4年2月21日（月）午前10時03分から午前11時20分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男、
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
刀川 利夫 推進委員、 清水 正美 推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第5 議案第4号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について
日程第6 議案第1号 非農地証明願の件について
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第8 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第9 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
日程第10 報告第5号 新規就農の申請の件について
その他 安塚の非農地証明願いについて
事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子、農地調整係長 宇賀神 尚、
7. 会議の概要
令和4年2月21日（月）【午前10時03分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第20回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、篠原職務代理から少し遅れるとの連絡を受けておりますが、
欠席委員はおりませんので、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 みなさん、改めましておはようございます。立春を過ぎまして梅の花も膨らみ始めましたが、だいぶ今日あたりは風が強くて、寒い日が続いています。徐々に暖かくなるとは思いますが。

コロナ禍の方も、昨日が651人、壬生町も11人か12人で、減らない状況であります。私は_____に掛かっているのですが、検査に来ている人が多くてびっくりしました。屋外で検査していきまして、手袋が段ボールに山のようになっていました。田舎の方はそんなに心配はしていませんけれども、市街地に居ると検査も受けに行くほどの状況になるのだと、驚いております。早くコロナも収まって、正常な生活になってほしいですね。みなさんも気を付けていただきたいと思います。

そんな状況でございますので、スムーズに総会を進めてまいりたいと思っておりますのでご協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、1番 刀川 正己 委員、2番 大橋 好一 委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の宇賀神係長をお願いいたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

- 局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。1ページをご覧ください。

1月28日(金) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長、宇賀神 尚係長、齋藤純一主任が出席いたしました。

2月7日(月) 市町農業委員会会長・事務局長会議並びに市町農業委員会会長会議が、護国会館で行われ、梁島源智会長と私が出席いたしました。

2月14日(月) 苺で新規就農される、_____さんについての新規就農認定審査会が、ひばり館A会議室で行われ、農政特別委員会の大橋好一委員、高橋敏男委員、大関孝男委員、篠原正明委員。農政課より阿部春奈主査、事務局より、宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

2月15日(火) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、第3会議室と現地で行われ、清水利通委員、高橋宏治委員、琴寄成人委員、刀川利夫推進委員、清水正美推進委員。事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

同じく2月15日(火) 農業振興地域整備計画変更に関する現地調査会が、第3会議室と現場で行われ、梁島源智会長、篠原正明職務代理、清水利通委員、高橋敏男委員、大関孝男委員。農政課より東川仁美係長、沼子真弥主任、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任、と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。2月4日、金曜日締切りの時点で、5件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (北小林) 自作地 4 4 ㌥
譲受人 _____ (上長田) 自作地 3 6 2 ㌥ 借受地 4 8 4 ㌥
貸付地 3 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 9 2 5 ㎡
壬生町大字 _____ 田 6 4 4 ㎡

合計 1569 m²
 売買による所有権移転 _____円/10a 稼働 2人

第2項

譲渡人 _____ (栃木市) 自作地 14畝
 _____ (栄町) 自作地 14畝 貸付地 27畝
 _____ (栃木市) 自作地 6畝
 譲受人 _____ (今井) 自作地 63畝 借受地 485畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____	田	16 m ²
壬生町大字 _____	田	482 m ²
壬生町大字 _____	田	971 m ²
壬生町大字 _____	田	485 m ²
壬生町大字 _____	田	485 m ²
壬生町大字 _____	田	485 m ²
壬生町大字 _____	田	142 m ²
	合計	3066 m ²

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働 2人

第3項

貸貸人 _____ (中表町) 自作地 93畝
 貸借人 _____ (中表町) 自作地 90畝 借受地 75畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____	田	485 m ²
壬生町大字 _____	田	845 m ²
壬生町大字 _____	田	671 m ²
	合計	2001 m ²

10年間の賃借権設定 稼働 1人

第4項

貸人 _____ (鹿島) 自作地 398畝 貸付地 18畝
 借人 _____ (鹿島) 自作地 398畝 貸付地 18畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	2234 m ²
-------------	---	---------------------

10年間の使用貸借権の設定 稼働 4人

第5項

譲渡人 _____ (旭町) 自作地 163畝 借受地 7畝
 譲受人 _____ (旭町) 自作地 130畝 借受地 19a
 貸付地 69畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 1352㎡
売買による所有権移転 _____円 稼動3人

以上、第1項から第5項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項の案件につきまして、去る令和4年2月16日、譲受人の _____ 氏立ち会いのもと、清水利通農業委員、中川義人推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関連について確認しましたので報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2を項第7号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

農地法第3条第2項の案件につきまして説明いたします。この案件につきましては2月12日、刀川正己農業委員、地区担当の星川旭推進委員、譲受人の_____氏と私で現地確認をしてきました。

現地は以前より_____さんが耕作していた農地を、今回購入するという事で確認してまいりました。チェックシートに関しても問題が無いことをご報告いたします。2項案件審議、お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員

この2項案件の場所は、砂利を取った場所なのですか。

●9番 早乙女 誠 委員

えーとここは、以前掘ったところです。

●事務局 宇賀神農地調整係長

一昨年12月に申請して掘ったところで、掘り終わってきれいになっているところです。

○議長 案内図見ると、場所的にはいいところだよね。まとまっている土地で、10a万円は安いよね。

●9番 早乙女 誠 委員

_____さんは栃木市在住で、自分で耕作することが難しいので、売買希望というか処分したい意向があるので、その金額で話がまとまったようです。

○議長 他にございますか。無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

第3項の案件につきましてご説明いたします。この案件についても2月12日、土曜日、午前11時より刀川正己農業委員、地区担当の星川旭推進委員、賃借人の_____氏と私で現地確認をしてみました。現地はこの案件も以前より賃借人の_____さんの農地を賃借人の_____さんが作っている土地になります。

チェックシートに基づき調査し、いずれも問題の無いことを報告いたします。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

第4項の案件につきまして、報告いたします。去る2月12日、賃借人の_____さん立ち会いのもと、私と早乙女 誠農業委員、川嶋敏雄推進委員で現地を確認いたしました。

チェックシートに従い1番から7番の項目について確認したところ、地域の調和に影響を及ぼすこともないと思われましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第5項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

それでは第5項の案件につきましてご説明いたします。2月12日、私と高橋敏男農業委員、戸崎浅一推進委員とともに、譲受人であります_____さんの父親である_____さんとともに調査いたしました。

チェックシートに従って調査いたしましたが、いずれも問題を生ずる恐れはありませんのでご報告いたします。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

-
- 議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 [宇賀神農地調整係長]

それでは議案書4ページ、議案第2号 農地法第5号の規定による許可申請の件

について、ご説明いたします。2月4日、金曜日の締切り時点で6件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

貸人 _____ (あけぼの)

借人 _____ (あけぼの)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 498㎡

自己用住宅敷地 50年間の使用貸借権の設定

第2項

譲渡人 _____ (馬場)

譲受人 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 350㎡

自己用住宅敷地 贈与による所有権移転

第3項

賃貸人 _____ (上三川町)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1626㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第4項

譲渡人 _____ (あけぼの)

譲受人 _____ (宇都宮市)

_____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 483㎡

壬生町大字 _____ 畑 12㎡

合計 495㎡

自己用住宅敷地 売買による所有権の移転

第5項

賃貸人 _____ (六美町北部)

賃借人 _____ (芳賀町)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 3512.91㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第6項

賃貸人 _____ (西部)
_____ (西部)
_____ (西部)
_____ (西部)

賃借人 _____ (日光市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	8 1 9 m ²
壬生町大字 _____	田	5 3 8 5 m ²
壬生町大字 _____	畑	4 5 m ²
壬生町大字 _____	畑	3 6 m ²
	合計	6 2 8 5 m ²

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定
説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る 2月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の8番 清水 利通 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、2月15日(火)、私と高橋宏治委員、琴寄成人委員、刀川利夫推進委員、清水正美推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西に約500mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、申請地に隣接する妻の実家にて生活をしていますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。将来、両親、祖父母の面倒を見ることも考え、祖父が所有している実家の隣接地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金 _____万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される自己用住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、

調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から東に約1 kmに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人は、___市内のアパートで生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから、戸建住宅の建築を検討していました。実家近くの土地を叔父から提供してもらえらることとなり最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地であります。集落に接続して設置される自己用住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から南東に約300mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については栃木市内の自社ストックヤードから調達予定であります。事業資金約_____万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 5番 篠原正明 委員

●5番 篠原 正明 委員
賃貸人と賃借人は親族の関係にあるのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長
親子関係です。もともとこの_____さんは、_____の社長だったのですが、世代交代して、自分の所有地を掘らせるという事だと思えます。

●5番 篠原 正明 委員
分かりました。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から南西に約700mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、_____市内のアパートで生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討しました。両親の面倒を見ることも考え、実家近くの申請地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については県 都市計画課との協議が済みしております。

以上のことから、第1種農地であります。集落に接続して設置される自己用住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい

たします。

●8番 清水 利通 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から東に約300mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、道路から2m、宅地から3mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については宇都宮市内の_____から調達予定であります。事業資金約_____万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査においても保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、2月28日開催の、栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員（6項案件について報告）

次に第6項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から北西に約600mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地及び道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護

ネット等を施します。最大3.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については、県土木事務所発注の公共工事により発生した建設発生土を調達予定であります。事業資金約_____万円については自己資金で対応します。

農地における園芸用土採取の実績はありませんが、山林での園芸用土採取の実績が複数あり、全て事業が完了しています。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員

この車両の出入り口はどこの道路を使うのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

北側の林の中の道路で、北から入ってくるようになります。申請地の中に36㎡と45㎡というのがあると思うのですが、そこが進入路としての道路にくっつきの部分になります。ここを使うということになります。

●8番 清水 利通 委員

現状のところを、足場が緩んだ場合には、砂利をひいて対応するという事です。

●5番 篠原 正明 委員

東側からだ狭くて入れないと思ったので。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、2月28日開催の、栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、本案件には、_____委員が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、_____委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

それでは改めまして、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書6ページからの議案第3号、壬生町農用地利用集積計画の件について、利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規・賃借権分について、議案書7ページから9ページのとおり、19件、39筆、面積合計が51,071㎡となっております。

次に利用権の新規・使用貸借権分について、議案書10ページから12ページのとおり、5件、35筆、面積合計が50,248.80㎡となっております。

次に利用権の再設定・賃借権分について、議案書13ページのとおり、5件、10筆、面積合計が25,781㎡となっております。

次に所有権移転分について、議案書14ページのとおり、2件、4筆、面積合計が3,258㎡となっております。

最後に、15ページに利用権設定各筆明細の取消というのがございます。記載されている利用権設定につきましては、昨年12月の総会において、令和4年1月1日からの利用権開始を承認いただいておりますが、地権者が亡くなっている関係から、申請書類に不備があることが発覚いたしました。職権による利用権設定の取消を行うものであります。この取消については設定時と同様に、農業委員会の承認及び、公告の手順を踏む必要があることから、今回議案に挙げさせていただきました。

以上、各案件は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員

すごく細かいところで、確認を取っていただきたいのですが、14ページの利用権設定各筆明細（所有権移転）というのですが、これは、所有権移転各筆明細ではないかと。利用権というと、私の解釈だと賃借権と使用貸借権のみが利用権ではないかと。あとで確認を取っていただけますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長
分かりました。

○議長 他にございますか。1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

私の案件で申し訳ないんですけど、9ページかな。9ページの終了時期、設定する利用権の終了時期のなかで、令和10年はうるう年なので29日まであります。なので、まだ農政課の方には言っていないのですが、29日に訂正をお願いします。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農地利用集積計画の件について」の内、 委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、 委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、 委員に退席をお願いします。

(委員 退席)

○議長 先ほど、事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、 委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、 委員が設定人となる事案について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、
委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。
委員は、席にお戻りください。

(_____ 委員 着席)

- 議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題とします。農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書16から17ページの議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」ご説明いたします。今回2件の申請がございました。1件目は場所が大字 _____ の4筆で、合計面積が361.61㎡の土地であります。利用目的は分家住宅用敷地で利用予定者は _____ さん、現在の土地所有者は _____ さんであります。

2件目は場所が、大字 _____ の2筆で、合計面積が1,388㎡の土地であります。利用目的は太陽光発電設備管理用地となっております。利用予定者は _____ で、現在の土地所有者は _____ さんです。説明は以上です。

- 議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件は去る2月15日の審査会において審査済みですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）第1番について、審査委員長の高橋 敏男 委員から、審査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員（1番の件について報告）

議案第4号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、審査会の審査結果をご報告いたします。

審査等については、2月15日（火）に、私と梁島源智会長、篠原正明職務代理、清水利通委員、大関孝男委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任、農政課 東川仁美係長、沼子真弥主任の10名で行いました。

農用地区域変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご報告いたします。

申請地は、 _____ から西へ約1キロメートルに位置する農地です。土地の所有者は _____ 氏で、土地の利用予定者は _____ 氏が分家住宅用敷地を目的とした除外の申し出となっております。 _____ 氏は現在、実家にて妻、子供2人、

両親、弟の7人で生活しておりますが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭になるため、住宅の建築を検討していました。自身が所有する土地はないため、両親が所有する土地を検討したところ、実家の近接地である当該地を提供してもらえらることとなり、他に適した土地がないため、今回の申し出に至ったということです。

申請地が、周辺農地への影響が少ないこと、また、給水は町水道に接続し、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内自然浸透の予定のため、農地の集団的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって農用地区域以外に代替する土地がないこと
 - ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われまので、審査会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、審査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」第1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の第1番は、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に第2番について、審査委員長の 高橋敏男 委員から、審査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋 敏男 委員 (2番の件について報告)

続きまして、2番についてご報告いたします。

申請地は、_____から北西に約300mに位置する農地です。土地の所有者は_____氏が、土地の利用予定者の_____が太陽光発電設備管理用地を目的とした除外の申し出となっています。_____は、申請地の隣地に

太陽光発電所を所有しております。申請地において、発電所の管理用駐車場、資材置場及び緊急時における重機の進入路等として利用したく、今回の申し出に至ったとのことです。

申請地については、平成30年6月に別の事業者が資材置場として一時転用許可を受けておりますが、事業計画には記載されていない盛土がなされており、土地の現況についても農地復元が完了したとは言えない状態であると確認しました。よって、申請地自体が違反転用の状況であることから、審査会としましては、農用地区域除外は不適であると判断しておりますので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明、審査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正美 委員
ここは、何度か期間延長の申請をしたところですか。

○議長 そのようです。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の第2番は、農用地区域除外に関する審査会での意見を、農業委員会の意見とすることでご異議ありませんか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、そのように決定いたします。

○議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の18ページに1件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (1項案件について報告)

非農地証明の説明をさせていただきます。現地確認は1月31日、月曜日、午後1時より、私と地区推進委員の鈴木進吉氏、また、事務局の宇賀神係長、測量事務所の方々と現地調査をしたところ、登記、畑、現況、宅地を確認してまいりました。

20年前の航空写真を見ましても、竹林としてかなり荒れている状態を確認してきたことをご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の19ページから21ページに7件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の22ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第9 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の23ページから24ページの11件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に日程第10 報告第5号「新規就農の申請の件について」、事務局より2月14日に開催いたしました新規就農認定審査会での審議状況などについて説明をお願いします。

●事務局 宇賀神係長 (記載のとおり報告)

それでは議案書25ページの「新規就農の申請の件について」ご説明いたします。今回、新規就農の申請が1件ございました。申請人は_____さんで、イチゴでの新規就農になります。

_____さんは以前は会社員として_____の方で働いていましたが、転勤が多く、定住できる仕事につきたいと考えていたようです。移住相談会や就農相談会に参加していくうちに、イチゴ栽培への興味が湧き、就農を決意するに至っております。一昨年に_____から移住し、2年間イチゴ栽培を学び、今年の4月からの就農を目指

しています。販路はJAへの出荷を予定しております。

農地については、_____区域内の田を2筆、5,049㎡を借り受けることとなっております。

新規就農審査会は2月14日に行いまして、審査結果としましては、農業技術を取得しており、販路も確保されていることから、計画通り営農を開始することが出来ると見込まれ、農業者として農地の取得等は問題ないと判断しました。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 清水 利通 委員

●8番 清水 利通 委員

発言というか確認なんですけど、2年間栽培を学んだという事で、それなりに定住の可能性があるわけなのですが、この移住相談会や就農相談会、こういったものに参加して、他県からこちらに来るという事ですので、こういった移住相談会、就農相談会は新たな担い手が育つという事で、いいことだと思いますが、どういう所で実施して、あるいはどういう機関に参加したのかという所を確認したいのですが。

○議長 現在、____で研修しているのですが、その前は____で研修していました。多分____にあるのでは？

●事務局 宇賀神農地調整係長

移住相談会や就農相談会については、都内で行われたNPO法人が開催しているものや各自自治体が集まって行われる相談会に参加したようです。その中で、イチゴでの就農に興味を持ち、イチゴであれば栃木県でやりたいという考えに至ったようです。

●8番 清水 利通 委員

移住相談会とか就農に関わる相談会を都心でやり、若い人が入ってくるという事は非常に好ましいし、いいことだと思うのですが、市町村がそういったところに資料とかを送って、移住ができるように、町内で新たな担い手が育つように、そんな対応とかを考えてもいいんじゃないかと、提案というか、資料が受付してもらえるのであれば、問いかけてみてもいいんじゃないかなと思いました。

○議長 大橋さんから何かありますか。
新規就農審査会の委員長から。

●2番 大橋 好一 委員

前に推進委員の研修会をやった時に、町の方から農家の空き家、空き家の状況を教えてもらいたいという依頼があったのですが、実際この時、空き家は1件もないとの回答だった。有るんでしょうけど、登録してあり、利用できる空き家はないと、そのところがギャップがあって。空き家を利用して貰いたいという意向はあっても、空き家として登録してあるところがない、という現実があって、農家であれば、住宅があって、作業できる納屋的なものがある、農機具の格納できる場所がある、一緒に付随しているところが多いと思うんですね。そういう事であれば改めて作業場を作ったり、倉庫を作ったりというのが、試験的な面も必要ないし、その辺を、県外や町外からの移住者を求めるのであれば、受け入れ態勢ももうちょっと、さっき言った移住相談会に登録するのであれば、この程度の空き家の利用が出来ます、とか、前にどこかのテレビで見たときには空き家の登録がすごくあって、すぐに埋まってしまうというような先進事例がテレビでやっていましたが、なかなか理想に近いような状況になるのは難しいのかな。

だからこの方は_____に建物と土地を求めて住むらしいですね。学校も幼稚園も圃場も近いという事で、そういう面からすればいいところにいったかなと思うのですが、来たいという方に対する受け入れ態勢は、基本的な部分を埋めていかないとなかなか難しいのかなと、この時に思いました。

● 8番 清水 利通 委員

そこを考えるとやはり、受け入れ態勢を整備する、やっぱり町としてもその辺を整備しながら、都心で開かれる就農者を呼びかけるうえでは、当然受け入れる環境が良くないと、ただ就農したいからと言って受け入れても、土地の問題、住まいの問題が延長線に出てくるのだから、その辺も検討して少しでも新たな担い手が育つように、環境整備は町として考えてもらうように。

○議長 新規で始まるにはやはり納屋とかも必要なものですから、この方も空き家を探していたのですが、ないですね。それで不動産屋を通じて、_____に家があったものですから、親からお金を借りて住宅を買った経緯があります。

本来ならばそういった空き家が有って、借りられれば一番良かったのでしょうか。

その辺のことは農政課と相談しながらですね。

○議長 他にございますか。

他になければ、以上で報告第5号を終わります。

○議長 次に「その他」について事務局からお願いします。

●事務局 宇賀神農地調整係長

事務連絡をさせていただきます。

- 1、3月総会開催場所
役場、第二会議室（町長室の向かい側）
- 2、委員の皆様へ農地斡旋を依頼した農地の件
借り手が見つかった農地
表町_____番 1, 404㎡の農地、2月1日より利用権設定開始
- 3、活動記録簿について
令和4年度用は来月総会時に配布
3月分までについては、県農業会議に報告書を提出するため、3月22日（火）までに事務局に提出（表面・裏面）
- 4、令和4年度農業委員会総会・現地調査等予定表について
添付のとおり
8月の現地調査日の変更（18日→17日）
5月以降の会議室については、新庁舎になるので改めて連絡。
- 5、令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について
日時：令和4年8月18日（木）9：45～12：00
場所：宇都宮市 栃木県教育会館
詳細については、後日通知
- 6、令和3年度全国農業新聞購読料について
農業委員の方 2月分報酬から控除
推進委員の方 先月・今月に分けて報酬から控除

事務局からは以上です。

○議長 以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。何か皆さんからありますか。

○議長 それでは、以上をもちまして、第20回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時20分閉会】

会 長 梁 島 源 智

1 番 刀 川 正 己

2 番 大 橋 好 一